

改正

令和5年3月29日条例第4号

国立市住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本人確認情報等が市の区域を越えて通知され、及び利用される住民基本台帳ネットワークシステムの運営について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び法に基づく命令（告示を含む。）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を厳正に確保し、もって、住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「住民基本台帳ネットワークシステム」とは、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）第1第1項に規定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。

2 この条例において「本人確認情報等」とは、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報その他法令（法及びこれに基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）の規定に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの電気通信回線を通じて送受信される情報をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市長の責務)

第3条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に当たり、市民の本人確認情報等を適正に保護し、漏えい、滅失若しくはき損又は不正な利用若しくは提供を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(職員の義務)

第4条 本人確認情報等を取り扱う事務に従事する職員（以下単に「職員」という。）は、当該事務を行うに当たり、個人情報の保護に留意し、法、個人情報の保護に関する法律、国立市個人情

報の保護に関する法律施行条例その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、本人確認情報等の利用に当たっては、その利用を事務処理に必要な範囲に限定しなければならない。

(会議の設置)

第5条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するために必要な対策(以下「セキュリティ対策」という。)の総合的な実施を図るため、市長の下に、住民基本台帳ネットワークシステムの運用計画及びセキュリティ対策に関する事項を検討する会議を設置する。

(統括責任者等の設置)

第6条 市長は、セキュリティ対策の実施に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを構成する機器等(次条において単に「機器等」という。)を適正に管理するための責任者及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署のセキュリティ対策を実施するための責任者並びにこれらの者を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

(緊急時の計画の策定)

第7条 市長は、機器等の障害等により住民基本台帳ネットワークシステムの稼働が停止した場合若しくはそのおそれがある場合又は不正行為により住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティが侵害された場合若しくはそのおそれがある場合に備えて、緊急時の対応に係る計画を策定するものとする。

(委託に係る措置)

第8条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務の処理を市の機関以外のものに委託するときは、本人確認情報等の保護を図るため、委託先の当該業務に係る秘密保持等の措置及び体制等を確認し、委託先の守秘義務について必要な条件を付す等、当該業務に係る秘密保持について適切な措置を講ずるものとする。

(受託者等の責務)

第9条 市長から本人確認情報等を取り扱う業務の委託を受けた者(当該委託を受けた者から当該業務の委託を受けた者を含む。以下「受託者」という。)は、本人確認情報等の漏えい、紛失、破壊、改ざん、滅失、き損及び不正な流通の防止その他の本人確認情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者及び受託者であった者並びに当該受託業務に従事している者及び従事していた者(以下「受託者等」という。)は、その業務に関し知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等(法第30条の17第2項に規定する電子計算機処理等をいう。)に関す

る秘密を漏らしてはならない。

3 受託者等は、その業務に関し知り得た本人確認情報等を不当な目的に利用してはならない。

(不正行為に対する措置)

第10条 市長は、第7条の規定により策定した緊急時の対応に係る計画に定める不正行為が発生したときは、統括責任者に対し、速やかに、当該不正行為の状況を把握し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 統括責任者は、前項の規定により必要な措置を講ずる場合において、本人確認情報等に重大な脅威を及ぼすおそれがあると認めるときは、第5条に規定する会議の審議を経るものとする。

3 統括責任者は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、地方公共団体情報システム機構(第12条において「機構」という。)に不正行為に係る対応の状況について報告するものとする。

(監査の実施)

第11条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保について、定期に又は必要に応じて監査を実施するものとする。

(関係機関の調査等)

第12条 市長は、国、都道府県、区市町村、機構その他の関係機関(以下「関係機関」という。)における本人確認情報等の利用状況及び保護の措置についての的確に把握するため、関係機関に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 市長は、本人確認情報等の漏えい又は不正な利用のおそれがあると認めるときは、関係機関に対し、本人確認情報等の保護の措置等について、調査及び報告を求めるものとする。

3 市長は、前項の調査及び報告の結果、本人確認情報等の保護の措置等が十分でないとき、当該関係機関に対して、本人確認情報等の利用の中止又は必要な本人確認情報等の保護の措置を講ずることを要請するものとする。

(システムの停止の措置等)

第13条 市長は、前条第2項の規定により関係機関に対して調査及び報告を求めた場合において、関係機関が調査及び報告の求めに応じないとき、十分な調査が行われなかったと認められるとき、若しくは報告の内容が著しく不相当と認められるとき、又は同条第3項の規定により関係機関に対して要請を行った場合において、関係機関が要請に応じないとき、若しくは関係機関の講じた保護の措置が著しく不相当と認められるときは、市の住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部を停止することができる。

2 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、本人確認情報等の漏えい若しくはその

おそれがある場合又は本人確認情報等が不正に利用され、若しくは利用されるおそれがある場合には、市の住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部の停止その他の本人確認情報等の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

(本人への通知等)

第14条 市長は、第10条第1項の規定により統括責任者に指示したとき、第12条第3項の規定により利用の中止等を要請したとき、又は第13条第1項の規定により住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部を停止したとき若しくは同条第2項の規定により措置を講じたときは、次に掲げる事項を本人確認情報等の本人に対して遅滞なく通知し、又は公表しなければならない。

- (1) 発生した又はそのおそれのある事象の内容
- (2) 発生した事象に係る当事者及びその規模
- (3) 事象の発生場所
- (4) 事象の発生状況
- (5) 事象の発生原因
- (6) 発生した事象に対する対応・措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(運用状況の報告)

第15条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について、毎年1回、国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）第15条第1項に規定する国立市情報公開及び個人情報保護審議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

(職員の研修)

第16条 市長は、本人確認情報等の保護のため必要な事項について、職員に対し計画的に教育及び研修を行う体制を整備するものとする。

(法令違反等)

第17条 市長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関し、職員又は職員であった者に法、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、個人情報の保護に関する法律、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の法令に違反する行為があったと認めるときは、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、法令に定める手続に従い、厳正な措置を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

付 則（令和5年3月29日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。